

魚津市新庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎整備について必要な事項を検討するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、魚津市新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎整備に関して協議し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、地域における経済、産業、福祉その他の分野において識見を有する者、公募市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、特定の事項を調査審議するため、小委員会を設置することができる。

(その他)

第8条 委員会の庶務は、新庁舎整備担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年8月17日魚津市告示第103号）

この告示は、公表の日から施行する。